



お子さんの医療費を助成します



那覇市では、こどもの保健の向上、子育て家庭の支援などを目的に、子どもの医療費の一部を助成する「こども医療費助成事業」(旧：乳幼児医療費助成)を行っています。

① 助成の対象者

下記のこどもを養育している保護者で、所得が児童手当法に準ずる限度額内の方

- ★ こども(中学校3年生まで)が那覇市に住所を有していること
 - ★ 医療保険各法に掲げる健康保険・共済組合に加入していること
- ※生活保護等、他の制度で助成を受けることができるこどもは除く

② 助成できる医療費

医療機関で支払いした保険診療の自己負担分。ただし、入院時食事療養費と、高額療養費、家族附加給付金等、健康保険・共済組合から支給される額を除く

★ 入院の医療費

中学校3年生まで(平成21年4月入院分から対象年齢が拡大されました。)

★ 外来の医療費

3歳児まで

※ ただし、3歳児の外来については同月1医療機関あたり(総合病院は診療科目ごと)調剤薬局の薬代も含めて千円を控除して助成

③ 受給資格者証の交付・医療費助成金支給申請に必要なもの

こども医療費助成を受けるには、受給資格者証の交付・助成金支給申請が必要です。

- ★ お子さんの健康保険証
 - ★ 保護者の預金通帳(ゆうちょ銀行の場合は振込用の店名・口座番号指定後の通帳)
 - ★ 印かん(認め印で可)
 - ★ 医療費領収書(保険点数の記入されているもの)
- ※ 転入者については、前住所地からの「所得証明書」や「課税証明書」が必要な場合があります
詳しくは下記までお問い合わせください。

申請期間に
についての
注意!

助成金の申請は診療月の翌月1日から1年以内です。

手続きは・・・那覇市役所 子育て応援課 医療費支援グループ
仮庁舎(那覇市上之屋1丁目2番1号)C棟1階

電話 867-0111 内線 2599・2523



2009.12